

# 包括支払可能見込額調査の規定の構造（関係部分の要旨）

法律事項（要旨）		省令事項（要旨）	
第30条の2第1項	<p>・包括信用購入あつせん業者は、カード等の交付・極度額増額をしようとする場合には、省令で定めるところにより、年収・預貯金・クレジット債務の支払の状況・借入れの状況その他の利用者の包括支払可能見込額を算定するために必要な事項として、省令で定めるものを調査しなければならない。ただし、利用者の保護に支障を生ずることがない場合として省令で定める場合はこの限りではない。</p>	第39条	<p>・省令で定める事項は、 ①年収、②預貯金、③クレジット債務の支払の状況、④借入れの状況、⑤その他、包括支払可能見込額の算定に影響を与える事項であって客観的に判断することができるもの。</p>
		第40条第2項	<p>・年収の調査については申告（申告を受けることができない場合には合理的な推定）によらなければならない。ただし、 ①主として配偶者の収入で生計を維持している者で年収103万円以下である場合には、その者の申告により相手方配偶者の年収を合算して算定、 ②二親等内の親族の収入で生計を維持している場合には、その親族からの申告によりその親族の年収を合算して算定、 ③④に当たらない共働き夫婦等の場合には、相手方配偶者からの申告により相手方配偶者の年収を合算して算定。</p>
		第40条第3項	<p>・預貯金の調査については申告によらなければならない。ただし、 ①主として配偶者の収入で生計を維持している者で年収103万円以下である場合には、その者の申告により相手方配偶者の預貯金を合算して算定、 ②二親等内の親族の収入で生計を維持している場合には、その親族からの申告によりその親族の預貯金を合算して算定、 ③④に当たらない共働き夫婦等の場合には、相手方配偶者からの申告により相手方配偶者の預貯金を合算して算定。</p>
		第40条第4項	<p>・前二項の規定により、年収や預貯金を合算して算定する場合には、クレジット債務の支払いの状況も合算して算定しなければならない。</p>
		第40条第5項	<p>・借入れの状況については、自社からの借入れのみでなく、他社からの借入れの状況も勘案しなければならない。</p>
		第40条第6項	<p>・包括支払可能見込額の算定に影響を与える事項であって客観的に判断することができるものの調査については、利用者からの申告その他の適切な方法により行わなければならない。</p>
		第43条第1項第1号	<p>・極度額30万円以下のクレジットカードを発行する場合には、原則、支払可能見込額調査を免除。</p>
		第43条第1項第2号	<p>・クレジットカードの極度額を一時的に増額しようとする場合であって、次のいずれかに該当するときは、支払可能見込額調査を免除。 ①一時増額の期間が3ヶ月以内であって、増額する極度額が包括支払可能見込額の9割の額の2倍を超えない場合、 ②短期的な収入を得る見込みがある場合等、 ③生命・身体を保護するために緊急の必要がある場合 等。</p>
第30条の2第2項	<p>・「包括支払可能見込額」とは、住宅その他の省令で定める資産を譲渡したりすることなく、かつ生活維持費に充てるべき金銭を使用すること無く支払うことができると見込まれる1年間当たりの額をいう。</p>	第45条第1項	<p>・「生活維持費」は、利用者と生計を一にする者の合計数及び持ち家の有無に応じて、別表2の通りとする。</p>
		第45条第3項	<p>・地域格差を考慮して、別表3居住区分1に該当する利用者については生活維持費を別表2の額の90%に、別表3居住区分2に該当する利用者については生活維持費を別表2の額の85%にする。</p>
第30条の2第3項	<p>・包括信用購入あつせん業者は、包括支払可能見込額調査を行う際は、指定信用情報機関が保有する利用者等の信用購入あつせんに係る債務の支払の状況その他省令で定める情報を使用しなければならない。</p>	第47条	<p>・省令で定める情報は、基礎特定信用情報（氏名、住所、生年月日、クレジット契約の契約年月日、信用購入あつせんに係る債務の額等）及びその他の利用者の信用購入あつせんに係る支払能力に関する情報。</p>

※個別信用支払可能見込額調査も基本構造は同様